

福谷 皆さん、こんにちは。未来創造ちばの福谷章子でございます。未来創造ちばは会派を結成してまだ5カ月、大変若い会派です。6人の会派ですけれども、それぞれにみんな個性があるのは、もう、どの会派の皆さんとも同じですけれども、前歴がみんな違う。で、今、互いのその価値観を認め合いながら、どんなふうにして意見を尊重し合って、そしてまた自分を出しながら新しい会派をつくっていくか模索しているところです。きょうの代表質疑でもその会派の一端をぜひ皆様にご紹介いただければと思います。非常に大きな責任を今感じております。すべてのことをお伝えすることは1回では無理かとは思いますが、私たちが目指す方向性だけでもぜひとも知っていただきたい、そんな思いでここに立っております。

では、会派を代表いたしまして質疑を始めます。

まず、市政運営の基本姿勢についてです。

平成22年度は、徹底した事務事業の見直しなど、財政健全化への取り組みを強化し、決算は実質収支は3億3,300万円となりました。しかし、国民健康保険事業特別会計には繰り出しをすることができず、結局、国保会計は約119億円の赤字となり、連結実質赤字比率は昨年より2.43ポイントアップの2.87%となり、一般会計と特別会計すべてを合わせると結局収支不足です。一方、将来負担比率は21.1ポイント数値が下がって285.3%となり、経常収支比率も昨年は99.2%だったものが97.7%と下がり、将来への負担や硬直度は昨年より改善しています。さらに、3月に起きた震災では美浜区も被災地になったことから、まずは復旧に力を傾ける必要があり、また、震災の影響で経済の動向も不安定なことから税収の減少も予測され、引き続き気を引き締めて行財政改革に力を入れる必要があると感じています。

私たちの会派としても、行財政改革を進めるためにその重要な一翼を担う議会の改革が喫緊であるところと、努力をしているところです。その中で感じることは、改革をすることが目的化し、その先に掲げていた目標を見失いがちになるため、常に私たちが目指すところを確認し合うことが重要だということです。当然のことながら、行財政改革は行政をスリム化することが目的のようにとらえられがちですが、スリム化することによって達成したい目標があつてこそその行財政改革であらねばなりません。ビルドを示しながらのスクラップであるべきです。未来創造ちばとしては、市民一人一人が意欲と自信を持ち、将来に希望が持てるような千葉市にすること。そして、数多くの資源を抱えながらも、いまだ明確な都市イメージを打ち立てることができない未完の都市を魅力の千葉市にしていくことを目指しています。とりわけ、来年は政令指定都市20年の節目を迎えます。今後の千葉市の都市像、都市的課題についてどうあるべきなのかを含めて22年度を検証し、今後の方向性を確認するため、以下伺います。

まず、財政健全化や行政改革に向けた取り組みを強化し、徹底した事業の見直しを図りながらも、平成22年度の決算規模は増加しています。これは、土地開発公社の代位弁済や子ども手当の支給などによるものであり、過去の事業の清算や国の方針に基づくもので、**自治体の裁量がきかない財政支出であると考えますが、このような性質の支出に対する今後の対応や方向性について**伺います。

徹底した事務事業の見直しなど財政健全化への取り組みを強化し、道路事業や各種イベントの開催、各種情報誌の発行などの見直しを行っています。一方で、未来への投資として、医療、介護、子育て、教育、経済の活性化など、**未来を見据えた地域活性化の推進に向けた分野**については、重点的に予算を配分されたものと考えますが、その内容についてお尋ねします。

行財政改革を進めることにより、その先に市長は**どのような都市を目指していくのか**、お尋ねします。

次に、仕事の総点検について伺います。

千葉市では、平成7年に新行政改革大綱を策定し、それ以来、数次にわたって改訂し、その都度、行政改革推進計画を策定して市民サービスの向上や事務事業の効率化に取り組んできています。しかし、次のような社会構造の変化により、今後の自治体のあり方や事業分担も大きく変わらざるを得ないと考えています。

一つは、少子・高齢化による人口構造の変化と人口減少社会が到来すること。一つは、分権改革が目指すところの地域の課題は身近な地域で解決したほうがよりきめ細やかなサービスになることから、基礎自治体である市町村の役割がますます大きくなること。一つは、公共サービスの担い手が多様化していることです。一方、千葉市においては、政令市移行後の投資による財政負担がしばらく続

くことから、事務事業の効率化は一層求められているところです。

そこで、まず**事務事業評価**について伺います。

市長のマニフェストでは、仕事の総点検を実施して行政の無駄をカットし、経費の節減を図るとし、平成 21 年度からその取り組みが始まり、千葉市で初めての外部評価が実施されました。22 年度の事務事業評価では、外部評価を行わずに内部評価だけで事務事業の整理、合理化を進められたと伺っております。

そこでお尋ねいたします。

21 年度の外部評価の経験は 22 年度にどのように生かされたのか。22 年度の事務事業評価の成果と今後の課題は何か、お示ください。

次に、**内部事務の見直し**について伺います。

定員の見直しによる人的コストの削減は、歳出削減の中でも大きな割合を占める取り組みです。千葉市では、平成 17 年から 5 年間で総定員の 5.6%、435 人の削減を達成し、平成 22 年度以降も新たな定員適正化計画を策定し見直しを図っていくこととしております。しかし、ただ定員を削減しただけでは市民サービスの低下を招きかねません。そこで、定員の見直しをする際には、無駄な事務手続を省くことと両輪で実施することが必要です。そのため、22 年度は、仕事の総点検の取り組みとして人的コストが多い内部事務について全庁的に見直しを実施したと伺っております。

そこで、どのような方針で事務や業務の見直しを行ったのか。特に人的コストの大きい事務や事業はどのようなもので、その際の主な見直しの視点は何か。22 年度の取り組みによる成果はどうか、お聞かせください。

次に、総合政策行政について伺います。

協働事業提案制度についてです。

千葉市では、平成 20 年 4 月に市民参加及び協働に関する条例を施行しました。その後、毎年その実施状況をまとめています。平成 22 年度は協働の取り組みが 136 項目盛り込まれています。その中で、協働とは、市民と市が力を合わせて公共の課題を解決するため、さまざまな形態の協働の取り組みを進めるとし、その内訳は、委託、共催、事業協力、支援、補助となっています。さらに一つ一つの事業を細かく見ていくと、市がお膳立てをした事業に市民の活動が乗っているというものもあり、協働の概念とはどのようなものなのか、今一度考えてみる必要があると感じます。一方、昨年中央区と緑区では、手挙げをした市民の活動に対して区の独自予算を振り分けるという取り組みも行われ、本年度は若葉区以外の各区で行われると聞いています。このような状況の中で市民主体のまちづくりを進めるため、本年度新たに協働事業提案制度が始まりました。市民の意思を市政に反映させ、まさに市民が市政の主体者であり主人公として活躍するためにも、この事業に期待するものです。しかし、一方では、財政状況が厳しい中で市民の力で安上がりに事業を行おうという思いが市にあるのではないかと、そういったうがった声も聞こえてまいります。

市は、この制度をどのような思いで取り入れることにしたのでしょうか。制度導入の基本的な考え方と制度概要について。昨年、中央区や緑区で先行して行われた区民活動支援事業との違いについて。今後の事業の進め方と方向性についてお答えください。

次は、市民行政についてです。

コミュニティ形成と地域の自治力について伺います。

千葉市の人口の推移を見てもみますと、昭和 40 年には 33 万人だったものが現在は 96 万人と、この 50 年足らずで 63 万人の増加、比率にして 3 倍に膨れ上がっています。年間の増加数は、昭和 50 年までは 2 万人から 3 万人規模でしたが、昭和 52 年以降は 5,000 人前後のふえ方です。しかしながら、もう少し詳しく見てみますと、年間の転入者は 4 万人から 5 万人ですから、4 万人前後の市民が毎年入れかわっていると思われます。さて、3 月 11 日の震災時、地震の揺れの中で地域の人たちは、ビルや自宅から思わず飛び出し、その後なかなか家の中に入ろうともしませんでした。互いに心配し合い、不安を共有しながら、しばらくその場で状況を見守っていました。その夜、区役所を訪ねてみますと、被害がほとんどなかった緑区においても、緑区役所には 60 人ほどの方々が泊まっており、その理由は 1 人であるのが不安だからということでした。このように、いざ災害が起きたときには身近な存在が頼りになり、地域の支え合いがいかに大切かということを再認識し、ふだんから地域での共助の関係がはぐくまれていることが大切だと感じた次第です。

千葉市では、都市化が進む過程において新たな町が誕生して人間関係が希薄であったり、あるいは、人口の移動が少なく密な関係にありながらも、高齢化が進み担い手が減少するなど、地域それぞれ

に抱える課題は異なります。しかし、どのような状況にあっても、地域での人と人とのつながりをつくっていくことは大切なことであり、住民主体とは言いながらも、まちづくりを進める行政にもその役割があり責任の一端があると考えます。市民局では、長年にわたり、地域の基本組織である町内自治会や中学校区単位でコミュニティづくり懇談会を設置して地域力を高める取り組みを行ってきていますが、自治会の加入率は71.8%、コミュニティづくり懇談会は28団体と地域を網羅するほどにはなっていません。

そこで伺います。

地域の自治力を高めていくことは喫緊の課題と考えますが、今後どのように取り組んでいかれるのでしょうか。町内自治会への支援と新たな協働事業との取り組みとの連携をどのように考えているか、伺います。

次に、**自転車の安全教育について**伺います。

我が国の交通政策は、長らく自動車交通優先で、自動車をスムーズに走らせるために歩行者をいかに守るかという視点で進められてきたと考えています。ところがここ数年、環境への配慮や健康づくりやスポーツとしての楽しみ、そして何よりも手軽な乗り物であることから自転車が脚光を浴び始めています。しかしながら、自転車に特化した安全教育には力を入れてこなかったために、車道走行や左側走行という基本的な原則さえ守られていないのが現状です。また、自転車走行のための環境整備もおこなっていますが、千葉市においては、千葉県初の自転車レーンが整備されたところで、今後も積極的に自転車走行環境の整備を期待するところです。一方、自転車安全教育についてですが、千葉市もその取り組みはおこなっています。このたび、第9次千葉市交通安全計画が策定され、この中に自転車の安全教育プログラムと高齢者の交通安全対策が組み入れられたことは評価すべきことです。今後、1年ごとの実施計画を策定して本計画内容を具体化していくと伺っております。

そこで伺います。

実施計画はどのように策定されるのでしょうか。子供や高齢者の自転車利用については実施計画にどのように反映させるのか、お聞かせください。

次に、保健福祉行政について伺います。

食中毒の発生防止についてです。

食中毒は、細菌の増殖が活発になる暑くて湿気が多い梅雨の時期から夏場にかけて特に注意が必要ですが、夏場だけではなく年間を通じて発生しています。食品安全委員会によると、最近の傾向はカンピロバクターやノロウイルスによる食中毒の発生件数が多く、平成21年度から22年度にかけても増加しています。昨年は、千葉国体における大規模な食中毒などの影響の大きい事件が発生し、本年度は4月27日に富山県を中心に焼肉チェーン店で牛肉の生食による腸管出血性大腸菌O111食中毒事件が発生し、飲食店における生食用食肉の取り扱いに関する緊急監視が行われるなど、発生防止対策が図られたところです。

そこで伺います。

千葉市における食中毒の発生動向はどのようになっているか。件数、原因、発生時期について平成20年度から3年間の傾向を伺います。

本年度は8月に腸管出血性大腸菌O157による死亡事例が発生していますが、23年度の発生状況はどうか、食中毒の発生防止の対策はどのようになされているのか、お示しください。

次に、**流通している食品の放射性物質の検査について**伺います。

3月11日に発生した東日本大震災により、福島第一原子力発電所の事故に伴う農産物の放射性物質汚染や汚染された稲わらを与えられた牛肉が流通していることが判明するなど、市民の食品に関する不安はさらに大きなものとなっています。殊にお子さんを持つ保護者にとっては、食品による内部被曝に関してはさまざまな情報がありながらも、基準を見出せず、我が子の将来に対する責任感から心配が尽きないことと思われまふ。最終的には、一つ一つ自分自身で判断をするしかありませんが、千葉市としてもできる限り検査をし、情報を提供するなどの取り組みが求められます。

そこで伺います。

農産物や牛肉などの検査は、これまでどのように行ってきたか。また、今後の対応はどうか。放射性物質の人体への影響についてはさまざまな情報が飛び交い市民の戸惑いも大きいです。市民への啓発の機会などはどのように設けていくのか。サーベイメーターを購入して放射線量の測定をしたり、食品を持ち込んで自主的に計測をするなどの市民の動きについてはどのように考えるか、伺います。

次に、こども未来行政について伺います。

まず、**子ども手当**についてです。

国においては、次代の社会を担う子供の育ちを社会全体で応援するとして、昨年4月から子ども手当を導入しました。子ども手当については賛否両論あるようですが、私は今までの制度がそんなによいものであるとは思いません。千葉市では、昨年6月11日に最初の子ども手当を支給しましたが、平成22年度の千葉市の子ども手当総額は162億円、これで千葉市の子供関連経費は高齢者関連経費を上回りました。決算額だけ見てみると、いかにも子供施策が格段によくなったような錯覚に陥ります。22年度は所得制限なしでしたから、今までの児童手当とは異なり、福祉的政策ではなく、ましてや社会保障でもありません。子供の豊かな育ちに使おうとされていても、そう使える人と、まずは生きるために使わざるを得ない人とがいるわけですから、この時点で不公平です。したがって、富の再分配でもありません。経済効果をねらったのだろうという見方もありましたが、周囲のお母さんたちに尋ねてみたら、将来に向けての貯蓄に回すという意見も多く、それも外れでした。基礎自治体としては、たび重なる情報システムの改修など、労を多くして持ち出しもあるという、いわば鬼っ子だと感じています。ちなみに、千葉市は17億5,000万円の地方負担を負いましたが、この額は子ども医療費助成制度の1年間の事業費に相当する額です。保育料や給食費をもしも滞納していたら、その中から優先的に払ってくださいとお願いするのも自治体としては恐る恐るです。個人に配られたものの使い方は個人にゆだねるしかないからです。しかし、法律には受給者の責務たるものが規定されています。ということは、これは個人に対するひもつき補助金なのかというように、何だか腑に落ちない制度でした。23年度は、平成22年度限りとして導入されてきた児童手当分の地方負担を残す、いわゆるつなぎ法により暫定的に平成23年9月末まで延長する制度設計がなされました。このつなぎ法の継続期間が切れる10月以降の子ども手当制度については、民主、自民、公明3党合意の内容をもとに、さきの国会で子ども手当特別措置法が成立しました。

そこで、以下伺います。

10月以降の子ども手当制度の概要と2月支給の扶助費の規模について、制度実施に向けた課題について、今後のスケジュールについてお示しください。

次に、**児童虐待**について伺います。

少し古いデータですが、厚生労働省の報告によると、平成21年度の児童虐待相談対応を虐待種別で見ると、多い順に身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待となっており、年齢別の割合では、就学前児童42%、小学生37.6%、中学生14.7%、高校生5.7%となり、虐待者は実母が58.5%、実父は25.8%で、実父母を合わせると実に84.3%となっています。虐待への対応は、通告後の介入は行政にもできますが、虐待のおそれの段階では通告義務があるとはいえ、介入しにくいのが現状です。千葉市においては、平成21年度から要保護児童対策地域協議会ができ、個別ケースのフォローアップもしていますが、予防段階での取り組みに力を入れることが必要であると考えます。

そこで伺います。

千葉市の虐待傾向についてはどのような状況になっているのか。その把握はどのように行われたか。虐待予防への取り組みについてはどのように考えるか。また、市民の力を得ながら予防をしていくことが必要と考えるが、市はどのように考えるか。そのような事例はあるか、お聞かせください。

次に、**青少年の居場所**についてです。

子ども・若者育成支援推進法が22年4月に施行されましたが、この法律は社会のモラトリアム化によって子供時代が長期化したことへの対応でもあると考えます。青少年の問題は、公助ではなく、本人や地域における自助、共助で取り組むべきものというのが今までの考え方の大勢であり、青少年問題に対応する組織が不明確であったのも、そういった考え方が根底にあるからだと考えています。国でも、青少年に関する事柄は、文部科学省でも厚生労働省でもなく、内閣府が取り扱ってきています。しかしながら、それでは対応できなくなってきたという現実があり、千葉市では平成22年度にこども未来局ができ、同時に青少年補導センターが青少年サポートセンターとなりました。成長とともに家庭や学校だけではなく子供の活動の場が広がっていくことによって、子供たちの社会性もより豊かにはぐくまれていくと考えます。一方で、家庭や学校に居場所が見つけれない子供たちもいて、15歳以降の学校にも職場にも帰属しない青少年たちの対応に地域社会も心を痛めているのが現状です。

そこで伺います。

そういった子供たちの現状把握や居場所づくりに関して22年度はどのような取り組みが行われたか。不登校やいじめ、非行などは、家庭や学校の問題、友人関係など複雑で対応が難しいと思われるが、課題や今後の取り組みについて市としてはどのように考えているか。そういった子供たちも含め、

他者とのかかわりを持ち、社会の一員として自信が持てるよう参画の機会を整えていくことが大切であると考えます。きょうの市政だよりの一面にも、子供参画と青少年フォーラムについての記事が特集されていました。千葉市が取り組んでいる子供の参画について、その成果はどのようにあらわれていると考えるか。また、今後の展望について伺います。

次は、環境行政についてです。

電力需給状況について伺います。

東日本大震災の発生により福島第一原子力発電所を初めとした東京電力管内の発電施設が被災し、電力供給力の不足が生じています。そのため、国は今夏は15%の電力の使用制限を初め、国民に大幅な節電要請をしました。契約電力500キロワット以上の大口需要家に対しては、電気事業法第27条に基づく使用制限、500キロワット未満の事業者には、照明や空調機器などの節電、営業時間の短縮など自主的な取り組みを求め、家庭でもそれぞれに節電対策を講じていたのではないかと思います。企業や国民を挙げて節電対策を実施し、この夏を乗り切り、現在までは計画停電は避けられていますが、一朝一夕には改善は図れないと思われまます。今後、エネルギー政策の転換は避けて通れないと考えますが、現状では、引き続き、節電とともに電力確保が求められています。

そこで、千葉市の取り組みや東電千葉火力発電所に設置された緊急設置電源について、以下伺います。

今夏の電力需給状況について。千葉市の取り組みについて。市内に設置された緊急設置電源について。当初9月22日までだった電力使用制限が短縮されましたが、市としての今後の取り組みについてお答えください。

次に、経済農政について伺います。

緊急雇用対策事業についてです。

緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業について伺います。

平成20年に、国はふるさと雇用再生特別基金事業と緊急雇用創出事業を創設しました。緊急雇用創出事業は離職を余儀なくされた人に対し6カ月から1年間という一時的な雇用機会を創出するために、3年間で4,500億円の交付金で都道府県に基金を創設するものです。ふるさと雇用再生特別支援事業は地域でニーズがあり、今後の地域の発展に資すると見込まれる事業について、地域の求職者が継続的に働ける場所をつくり出すというものです。しかし、継続的にと言いつつ、一方では、このふるさと雇用再生特別支援事業も23年度末までの3年間の期限付きの事業となっています。この間、失業率は緩やかに回復しつつあったものの、7月完全失業率は4.7%と前月から上昇しています。震災の影響もあるものと思われまますが、国の一時的な雇用対策を定着させていくことは自治体の課題でもあると考えます。

そこで、千葉市の状況について伺います。

緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別基金事業、各事業の平成22年度の実績、効果についてはどうか。これらの事業は平成23年度で終わると聞いていますが、特にふるさと雇用再生特別基金事業は、事業の内容から来年度以降も継続して実施することが必要であると思われまます。市の考えはいかがでしょうか。

22年度は、経済部においても基金を活用して雇用状況実態調査が実施されましたが、この事業の目的、調査結果はどうであったか、伺います。

次に、里山の保全整備事業について伺います。

現在、千葉市には、5,091ヘクタールの森林がありますが、ほとんどが民有林で、市有林はわずか6.4ヘクタールです。つまり、市が直接手を入れることができる森林はわずかしかありません。森林の役割については、木材の供給に加え、地球温暖化の防止や地下水の涵養、生物多様性の保全など、多くの社会的期待が高まっています。このような森林の持つ多面的機能については、国や県においてもその重要性を評価し、さまざまな施策を講じているところですが、生活態様の変化などによって、木材使用の低下とともに森林の機能維持が困難となっている状況があります。そんな中で、資源を生活に利用するために手を入れた森が里山であり、千葉市でも里山の保全整備に取り組んできています。

そこで、市民が親しむことのできる里山の保全整備事業について伺います。

千葉市では、里山を指定していますが、現在の指定状況について。また、今後の指定についてはどのように考えているのでしょうか。里山を保全整備する事業の現状について。また、今後新たな取り組みなどを行う予定はあるのか、伺います。

次に、都市行政についてです。

身近な公園の維持管理について伺います。

千葉市には、幼児や児童が利用できるような身近な街区公園が 817 カ所、近隣の居住者が利用できるような 1 ヘクタールから 3 ヘクタールほどの近隣公園が 63 カ所、そして、さらに大規模な 3 ヘクタールから 9 ヘクタールの地区公園 9 カ所が、居住区に基幹公園としてあります。これらの公園は、居住者にとって身近な公園です。これらの身近な公園については、パークマネジメントなど、市民との協働による維持管理のあり方が研究されているとのこと。このたび、協働事業提案制度でも取り上げられています。

そこで伺います。

これまでの市民が参加する公園の維持管理の手法やその事例について伺います。同時に、市民の参加を得ていく上での今後の課題、考え方についてお示しください。

次に、**公園施設を活用した財源確保のこれまでの取り組みと今後の方針について伺います。**

千葉市では、平成 22 年度に QVC マリンフィールドの人工芝の張りかえを総額約 4 億 3,700 万円の費用をかけて行いましたが、この人工芝の張りかえをきっかけに、球場の施設充実を図るとして、昨年 6 月にマリン基金を設置しました。球場を初め、市庁舎、区役所や主要公共スポーツ施設に募金箱を設置しているほか、市職員が募金、寄附金活動を展開し、ホームページ等で協力を求めています。

そこで伺いますが、マリン基金の募金、寄附金の受け付け状況はどのようになっていますか。このマリン基金のネームプレートの設置について伺います。

次に、当球場は命名権を導入し、昨年 3 月 1 日より QVC マリンフィールドと新名称を使用しています。命名権スポンサーである株式会社 QVC ジャパンとの契約は、同規模野球場ではこれまでに例を見ない 10 年間という長期契約で総額 27 億 5,000 万円となっています。この命名権契約に基づく QVC マリンの命名権料はどうなっているか、伺います。

次に、財政健全化プランによると、花の美術館などの命名権などを検討しているようですが、どのように進めようとしているのか、伺います。

次に、建設行政について伺います。

下水道事業の経営についてです。

下水道は、欠くことのできない都市基盤施設として、これまでにトイレの水洗化を代表とする衛生的な生活環境改善対策、都市の浸水から財産や生命を守る浸水防除対策、海や河川などの公共水域の水質保全対策などの整備が推進されてきました。また、従来の役割に加え、良好な水環境の維持やリサイクル社会、情報化社会、ゲリラ豪雨による都市型洪水への対応など、新たな機能が求められ、千葉市においても新世代下水道支援事業が進められてきました。しかし、平成 19 年度末で 50 年を経過した管渠が 28 キロメートル、平成 32 年には 320 キロメートルになります。また、企業債の償還残高は 2,787 億円となっており、大口使用者の使用水量の減少が課題となっています。そこで、老朽化施設の改築、更新事業及び企業債元金償還金の財源確保を図るため、平成 20 年に検討会を設置し、下水道施設の投資計画に関すること、下水道事業の財政収支計画に関すること、そのほか、経営計画の策定に関し必要な事項について検討し、平成 22 年度から 11 年間の下水道事業中長期経営計画を平成 21 年度末に策定したところです。この中で、計画期間内に見込まれる資金収支不足については 4 年ごとの下水道使用料改定により解消することとし、22 年 7 月には 1.9% の使用料改定を実施しています。

今後、健全な下水道経営を維持するためには、毎年の予算、決算と計画との検証が不可欠であり、計画の修正も必要と考えますが、平成 22 年度決算における下水道事業中長期経営計画の影響についてどう考えるか、伺います。

次に、消防行政について伺います。

東日本大震災において、東北被災地に派遣した職員の健康管理について伺います。

まず、惨事ストレス対策について伺います。

惨事ストレスとは、職務を通して日常的にトラウマを引き起こすような出来事やその被災者に接することで生じるストレスの一種を言いますが、消防士を初め、警察官、自衛官、海上保安官、医師や看護師なども惨事ストレスを体験すると考えられています。中でも、消防職員が惨事ストレスを経験した割合は全体の 70% 近くと突出していることが厚生労働省の研究事業でも明らかになっています。ところが、このような職種は、訓練されて心構えを持っているだろう、強く冷静であってほしい、いざというときに役に立つといった社会的な期待や弱音を吐かないで頑張るものだという使命感があり、それが文化ともなっていると考えられ、したがって、災害救援者の惨事ストレスは長い間見過ごされてきました。3 月に発生した東日本大震災では、津波や原発事故が重なる複合災害となり、救援

活動を行う人たちもダメージを受けていると言われています。千葉市からも多くの職員が被災地へ救援活動や業務の手伝いに行きましたが、消防職員は 88 日間にわたり、延べ 1,265 人が陸前高田市や南相馬市などで救援活動を行っています。

凄惨な災害現場で悲惨な体験をしたり、被災者を救出できなかった場合などに、その罪悪感から精神的ショックやストレスを受けると言われますが、その惨事ストレス対策としてどのような取り組みを行っているか、伺います。

福島第一原子力発電所及びその周辺において、災害現場や救急現場に従事した消防職員の健康管理についても、あわせて伺います。

次に、教育行政についてです。

学校における**教育の情報化に向けた取り組み**について伺います。

文部科学省は、この 4 月に教育の情報化ビジョンを取りまとめ、公表しました。このビジョンの趣旨は、情報通信技術を活用して、一斉指導による学びに加え、子供たち一人一人の能力や特性に応じた学び、子供たち同士で教え合い学び合う協働的な学びを推進することです。具体的には、子供たちの情報活用能力の育成を目指す情報教育、教科指導における情報通信技術の活用、校務の情報化を大きな 3 本柱としています。

千葉市では、平成 22 年度末に小学校や特別支援学校へ校内 LAN が新たに整備され、中学校校内 LAN 及び小中学校コンピューター室の機器更新とあわせて Cabinet 統合システムが構築されました。今後は、学習、校務システムを有効に活用することが求められますが、学校における教育の情報化のための取り組みはどのように行われているか、伺います。

新学習指導要領では、情報教育の一層の充実が図られていますが、どのような場面で情報教育を取り入れていくのか。特別支援教育における活用についてはどのように考えているか。教科指導における Cabinet 統合システムの活用状況についてはどうか。Cabinet 統合システムを活用した校務の情報化についてはどうか。それらを活用するための教職員の研修はどのようなになっているか。教育の情報化に伴う保護者や地域との情報共有や情報交換についてはどうか。最後に、情報モラル教育の推進についてはどのようなになっているか、お聞かせください。

情報社会に求められる能力は、コミュニケーション能力であるとも考えます。文部科学省では、コミュニケーション教育推進会議を設置し、子供たちのコミュニケーション能力の育成を図るための具体的な方策や普及のあり方について議論を重ねており、子供たちのコミュニケーション能力をはぐくむために、話し合う、つくる、表現するワークショップへの取り組みというコミュニケーション教育推進会議の経過報告を出したところです。

コミュニケーション能力は今後非常に大切な能力であると考えますが、このような動きに関して、どう見て、どう考えるか、教育長としての見解を伺います。

以上で 1 回目の質問を終わります。

熊谷市長

ただいま、未来創造ちばを代表されまして、福谷章子議員より市政各般にわたる御質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。

初めに、自治体の裁量がきかない財政支出への対応や方向性についてですが、過去の事業の清算については、これまでも土地開発公社の解散のほか、蘇我スポーツ公園整備の縮小や千葉都市モノレールの延伸凍結など、大規模開発の見直しに取り組んでまいりましたが、今後も、将来の世代にツケを残さない持続可能な財政運営を行うため必要な取り組みを進め、将来負担の縮減、低減に努めてまいります。また、子ども手当の創設や高等学校授業料の無償化など国の施策として実施するものについては、一方的な地方負担により地方財政全体を圧迫させることのないよう配慮すべきであると考えております。今後も、国と地方の協議の場などで真摯に意見交換をし、全国の地方公共団体が円滑に事業を実施できる環境を整備するよう、引き続き国に対し要請、提案してまいります。

次に、重点的に取り組んだ施策についてですが、主なものを挙げますと、医療、介護、子育てなど、保健福祉の分野では地域周産期母子医療センターを整備し医療体制の強化を図ったほか、特別養護老人ホームの整備助成や介護施設の介護スタッフの確保を進め介護体制を充実させるとともに、子ども医療費助成の入院医療費の助成対象を中学校修了前まで拡大いたしました。教育環境の充実では、児童生徒などの安全を確保するため、引き続き小中学校の校舎及び屋内運動場の耐震補強を行うとともに、小学校に校内 LAN の整備を行い、情報教育の推進を図りました。経済の活性化では、中小企業金融対策として、市内中小企業などへの支援を強化するため資金融資枠を拡大したほか、大学等との連携や特許権などを活用した事業者に対する新たな融資メニューを追加するなど、地域活力の推進に

向け、施策の充実が図られたものと考えております。

次に、どのような都市を目指していくのかについてですが、地方分権改革への対応や自立的経営に向けた行財政改革の取り組みを強化し、20年後、30年後を見据えた足腰のしっかりした行財政構造を構築することが重要と考えます。そして、こうした取り組みを基盤として、新基本計画に掲げる分野別の計画を推進する中で、地域経済、文化活動など多様な分野で活躍できる人材を輩出する、未来をつくる人材が育つまち。自治体など多様な主体と行政が連携を一層強化して力を合わせて地域の課題を解決していく、みんなの力で支え合うまち。幕張新都心など充実した都市基盤や海を初めとした豊かな自然など、千葉市の地域資源を最大限に生かして、魅力的な訪れてみたい、住んでみたいまちの三つの町の個性の実現を図ることにより、年代構成のバランスの取れた、将来にわたり持続可能で魅力と活力にあふれる町を目指してまいりたいと考えております。

次に、仕事の総点検についてお答えをいたします。

まず、事務事業評価について、平成21年度の外部評価の経験は22年度の評価にどのように生かされたのかについてですが、外部評価においては、市民に事業の成果を具体的に説明できない事業は廃止、休止を検討することや事業開始から経過年数が長い事業は市民ニーズの変化を十分把握する必要があることなどの留意すべき視点を指摘いただきました。そこで、22年度は外部評価と同様の効果を発揮できるよう、この留意すべき視点を留意事項としてまとめ、各局に周知徹底した上で内部評価を実施したところです。

次に、平成22年度の事務事業評価の成果についてですが、市民トイレ事業など38事業について廃止、休止の見直しを行い、約4,600万円の事業費を削減いたしました。また、今後の課題についてですが、評価シートに市民等との連携の可能性を検討する仕組みを取り入れるなど、評価シートを改善する必要があると考えております。さらに、補助金については、現状の評価シートでは補助事業者の活動内容や成果等を評価することが難しいことから、別途評価シートを作成する必要があると考えております。

次に、内部事務の見直しをについてお答えをいたします。

まず見直しの方針についてですが、庁内のさまざまな内部事務には多くの人的コストがかかっているため、人的コストに比して成果や効果が乏しいと思われるものは廃止、縮減することといたしました。

次に、特に人的コストの大きい事務や事業については、事務概要書、統計書などの作成、庁内の照会、調査依頼、第三者が参加する会議の開催、計画プランの策定、市民向け周知事業等であります。これらの主な見直しの視点としては、事務事業の工程のうち目的を達成する上で必須とは言えない工程を廃止すること、統計調査などについては類似事務を統合すること、役所の慣例や常識として実施している事務、業務は、その実施根拠や必要性を再度確認し、廃止、縮減を検討することといたしました。

次に、22年度の成果についてですが、1,083件の内部事務について見直しを検討した結果、約3割に当たる334件について廃止も含めて見直すことといたしました。また、この取り組みの効果を継続させるためには職員の意識改革が何よりも重要であることから、今後は特に見直し件数の多い庁内における照会や調査依頼に関する事務についてマニュアルを策定し、職員に周知するとともに、見直し事例を紹介することで各職場における事務改善を推進することといたしました。

次に、子ども手当についてお答えをいたします。

まず、10月以降の子ども手当制度の概要と2月支給の扶助費の規模についてですが、さる8月26日に成立しました平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法では、これまで中学生までの子供1人当たり一律1万3,000円としていた支給月額を、10月以降は3歳未満児一律1万5,000円、3歳から12歳までの第1子、第2子は1万円、第3子以降は1万5,000円、中学生は一律1万円に変更するとともに、撤回された平成23年度子ども手当法案で検討されていた子供の国内居住要件、未成年後見人や父母が指定する者への支給、子供と同居している者への優先支給、児童養護施設等に入所している子供についての施設設置者等への法に基づく支給などが新たに規定されています。さらに、附則において、平成24年度以降については児童手当法に所要の改正を行う新たな制度とし、来年6月分以降から所得制限を設けることが規定されております。所得制限の対象は夫婦と児童2人の世帯で年収960万円程度となる見込みで、所得制限を受ける者に対する税制上または財政上の措置等について検討を加え、所要の措置を講じるとしております。なお、特別措置法における費用負担については児童手当と同様の地方負担の割合を設け、上積み分は全額国庫負担としております。これらによ

り、平成 24 年 2 月の支給規模はつなぎ法による本年 6 月支給額から約 9 億 1,800 万円減の約 54 億 7,500 万円となる見込みです。

次に、制度実施に向けた課題についてですが、本年 10 月分以降の支給額や支給要件等の変更及び来年 6 月の所得制限の導入等に伴い、対象となる世帯は手当の受給のための 2 度にわたる申請が必要となるので、申請漏れをなくするための制度の周知が大きな課題と考えております。また、今回の制度改正により情報システムの改修を要するほか、支給事務を担う各区こども家庭課では支給対象となる市民 7 万 8,000 世帯から 10 月の認定請求、来年 6 月の所得確認のための申請と 2 度にわたる申請に対する受け付け、審査及び情報システムへの入力処理など、新たに発生する膨大な事務への遺漏ない対応についても課題と考えております。なお、年少扶養控除の廃止と新たな所得制限導入に伴う実質的な収入減となる世帯の出現や地方負担のあり方などの課題も抱えており、今後、平成 24 年度以降の制度設計に当たり、地方との協議を十分に行い、財源確保を図った上で恒久的な制度を実現するよう、あらゆる機会を通じ国に対して要請をしております。

次に、今後のスケジュールについてですが、非常に厳しいスケジュールの中ではありますが、特別措置法の成立後、既に情報システムの改修内容の検討に着手しており、今後は最初の支給となる 2 月支給に向けて 10 月中に支給対象となる皆様へ制度の御案内と申請書を送付するとともに、11 月末までの申請者については 2 月に手当を支給したいと考えております。また、3 月末の遡及支給期限に向け、申請漏れの生じないよう適宜未申請者への勧奨を積極的に行うとともに、平成 24 年度以降の制度について引き続き国の動向に注視し、市民への周知などに努めてまいります。なお、本市の平成 23 年度当初予算は、平成 23 年度子ども手当法案に基づく歳出の財源について全額国費として計上しているため、特別措置法の事務スキームが明らかになった段階で補正予算により対応する予定です。

次に、青少年の居場所についてお答えをいたします。

まず、居場所がない青少年の現状把握と居場所づくりの取り組みについてですが、青少年サポートセンターでは電話、来所による相談活動、また、青少年補導員との街頭補導活動、さらには学校や警察関係機関等との情報交換などにより、青少年の現状把握に努めております。平成 22 年度の取り組みについては、青少年補導センターがこども未来局に移管したことにより名称も青少年サポートセンターとし、より親しみやすく、相談しやすい機関となり、来所や電話による相談件数も 21 年度と比較して不登校に関する相談が 24 件から 97 件、家庭内の問題に関する相談が 14 件から 41 件と、全体では 159 件から 280 件と大幅に増加しております。また、引きこもりや就労に関する相談等、取り扱う内容の幅も広がってきております。青少年サポートセンターでは、問題を抱えた青少年の学習支援及び学校復帰に向けての支援を行う青少年サポート事業を実施し、昨年度は 655 回の来所があり、こうしたことにより青少年の居場所の一つとなっております。

次に、不登校やいじめ、非行への対応などの課題や今後の取り組みについてですが、教育委員会では、児童生徒の対人関係能力や規範意識の低下等の課題に対して各学校に配置されているスクールカウンセラーを積極的に活用し、不登校、いじめなどの早期発見、早期対応を図るとともに、学校、家庭、地域が一体となって取り組むために小中学校の一層の連携を進めております。さらに、青少年にかかわる問題がますます深刻かつ複雑化し、複合的な事案の増加が課題となっていることから、学校や単一の相談機関だけでなく、青少年の健全育成にかかわる関係機関、団体などが情報を共有、連携し、適切に対応することが重要であると考えております。そこで、青少年サポートセンターでは、千葉県警察少年センターや青少年補導員等、関係機関、団体との連携をさらに強化し、青少年の非行防止及び健全育成に向けての取り組みをより充実させてまいりたいと考えております。また、青少年の健全育成にかかわるさまざまな機関で構成する地域協議会の設置についても検討しており、多様な問題を抱えるより幅広い年代の青少年の相談にも対応できるよう準備を進めてまいります。

最後に、子供の参画の取り組みの成果と今後の展望についてですが、本市では、子供たちが意見を言える場とそれを受けとめる大人がいる居場所を提供することにより、主体性や社会性をはぐくみ、子供の自立につながるのと考えるから、子供の参画事業に取り組んでおります。現在、社会参画を学ぶ子供の参画を担う子供を育成する場と実際に市政や社会に対する提言など、主体的な活動を行う子供の参画の場に区分して各種モデル事業を実施しております。子供の参画を担う子供を育成する場としては、こどものまち C B T を開催し、必要なときに大人に相談できる環境のもとで、参加児童は企画、準備段階からこどものまちの運営まで主体的に関与し、友達との共同作業や話し合いによる課題の解決などを体験し、社会へ参画することを学びました。ことしは昨年の倍近い 50 人を超える子供たちがこどもコアスタッフとして企画段階から準備に当たっており、主体的な活動へ理解が進んだものと考

えております。

子供の参画の場としては、こどものカワークショップ、子どもの職場探検、ランチミーティングにおいて自分たちを取り巻く課題やまちの仕組みについて考えた子供たちが自分たちにできることや市政や社会への提言をまとめ、これらをこどものカフォーラムで発表いたしました。子供ならではの視点や発想からの意見が多く、実際に区役所の意見箱や公衆電話の設置場所を移設したり、小学生向けの救命講習会が実現されるなど、直ちに直したり新たな事業として取り組んだ事例もあり、子供たちの社会参加や主体的な意見発表に対する意識の醸成が図られたものと考えております。なお、フォーラムを一般公開プログラムとし、市民を初め多くの方々に参観いただくなど、本市の子供施策の周知の促進にも寄与したものと考えております。今後も、このような参画の場を継続的に設け、これまで子ども交流館を中心に開催しているワークショップを各区において開催するなど、より多くの子供に参加の機会を提供してまいります。また、積極的な参加意欲を持つ子供たちを登録した子ども人材バンクを活用し、市内のさまざまな所管で開催する子供施策への参加を促すなど、広い分野から子供が夢や希望が持てるまちづくりを進めるとともに、将来の市民参加、協働の担い手となるよう推進してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。私の答弁以外につきましては、両副市長、教育長並びに所管局長から答弁をいたします。

藤代副市長

市長答弁以外の所管についてお答えをいたします。

初めに、協働事業提案制度についてお答えをいたします。

まず、制度導入の基本的な考え方についてですが、市民主体のまちづくりを進めていくためには、まちづくりの場における市民の積極的な参画が重要であると考えております。そのためには、市民と市が課題認識の共有などを図るとともに、その課題解決の実現に向けた仕組みを構築していくことが必要であり、協働事業提案制度はこうした仕組みの一つとして考えております。

次に、制度の概要についてですが、本事業は市民の豊富な経験や知識を市が実施している事業の改善や市民サービスの向上などにつなげていくことを目的に、市が協働で実施することで事業改善等を図れると考えている行政提案型協働事業と、テーマやジャンルを問わず、市民が協働で実施したほうが事業効果が高くなると考える市民提案型協働事業の二つの区分から事業提案の募集を行い、実施するものであります。

次に、区民活動支援事業との違いについてですが、両事業とも市民主体のまちづくりに向けた取り組みであります。区民活動支援事業は、市民団体やグループ等がみずから地域の身近な課題を発見し解決する活動を支援するもので、地域の自治意識を高めるとともに、地域力の向上を期待し、取り組んでいる事業であります。一方、協働事業提案制度は、市が実施している事業などを市民団体等が持っている行政にはない行動力やノウハウ、ネットワークを生かすことで柔軟できめ細かなサービスの提供が期待され、また、団体としても公の領域を担うことでその意識の向上が図られ、自主的な活動が促進されると考えております。

次に、今後の事業の進め方と方向性についてですが、本事業をパイロット的事业と考えており、実施により得られる市民団体等との協働のノウハウなどをその後の他の事業や他の地域への広がりにつなげられるよう取り組んでまいりたいと考えております。また、事業実施により地域での自主的な活動が活発化することで、それぞれの地域の実情に合わせたまちづくりが進められるとともに、市がこれまで担ってきた公共の領域の一部を市民が担うことで、市は真に必要な性の高い公共の領域に集中することができると考えております。

次に、コミュニティーの形成と地域の自治力についてお答えをいたします。

まず、今後の取り組みについてですが、地域の自治力を高めるためには地域の自治力のかなめである町内自治会の活動を活性化していくことが重要であると考えております。そのため、町内自治会の加入率や結成率の向上を図るため、活動の手引となる町内自治会ハンドブックの町内自治会への配付、新規結成を目指す地区への説明や未結成マンション等への訪問などの取り組みに加え、今後新たに千葉県宅地建物取引業協会との連携、自治会活動事例集を区役所とともに作成するなど、町内自治会活動の活性化を推進してまいります。また、町内自治会などの諸団体で構成されている地区コミュニティーづくり懇談会につきましては、社会状況の変化に伴い、期待される役割、また、協働事業との関係等を検証し、事業の効果的な推進等について検討してまいります。

次に、町内自治会への支援と新たな協働事業の取り組みとの連携についてですが、市民主体のまちづくりを目指し、今後、地域における自主的な活動をより促進していくためには、地域において課題

を共有し、さまざまな主体が連携した課題解決に向けた仕組みを構築していくことが必要であると考えております。そのため町内自治会に対して先進的な取り組みをしている地域の活動事例や新しいまちづくりに向けた積極的な情報の提供を進めるとともに、協働事業提案制度の実施などで得られる成果やノウハウをもとに地域での自主的な活動が促進されるような取り組みを本庁、区役所が連携しながら進めてまいります。

次に、児童虐待についてお答えをいたします。

まず、本市における児童虐待の傾向についてですが、平成 22 年度の虐待対応件数は 436 件であり、平成 21 年度の 360 件と比較し 21% 増となっております。内訳ですが、まず種別では心理的虐待が 191 件、次いで身体的虐待 164 件、ネグレクト 63 件、性的虐待 18 件となっており、心理的虐待が最も多く全体の 43.8%、次いで身体的虐待が全体の 37.6% となっております。

次に、年齢別では、就学前児童が 204 件、小学生 162 件、中学生 53 件、高校生その他 17 件となっており、小学生までが全体の 8 割以上を占めております。

次に、虐待者、虐待を行っている者ですが、実母によるものが最も多く 235 件、次いで実父によるものが 154 件、以下、継父母や養父母 36 件、祖父母等その他 11 件です。全体で 53.9% が実母によるもので、実父母を合わせますと全体の 89.2% となっております。

次に、通告経路別では、近隣知人による通告が 196 件と最も多く、次いで警察からの通告が 83 件、以下、家族 41 件、学校 22 件と続いており、近隣知人と警察からの通告を合わせますと全体の 3 分の 2 を占めております。

次に、児童虐待の把握についてですが、軽微なケースにつきましては各区のこども家庭課で対応することとされましたが、内容につきましては児童相談所ですべて報告を受けており、その実態は承知しております。なお、児童虐待の実態分析につきましては、本市で対応した事例を国で定めた統計項目のほか、本市独自の項目を加えて統計をとっており、詳細な分析により児童虐待の傾向の把握に努めております。

最後に、虐待予防への取り組みについてですが、児童虐待予防対策は妊娠期からアプローチを行うことや出産後 4 カ月以内の母親が抱える育児不安への対応が有効であることが最近の研究結果から明らかになっております。そこで、本市といたしましては、妊娠中の対応として各区の健康課では母子健康手帳交付時に丁寧な面接を行い、望まない妊娠や周囲に支援者がいないことなどを把握した場合には、保健師が面接や家庭訪問等を行い、妊婦の気持ちを受けとめながら健康状態の把握や保健福祉サービスの紹介など、出産、育児に向けた支援を行っております。出産後は新生児訪問、2 カ月児訪問、乳幼児健診の機会を通じ、早期に育児不安を発見するとともに、専門職による育児支援家庭訪問を行うほか、エンゼルヘルパーの派遣等、きめ細やかな支援に努めております。また、児童相談所による民生委員、児童委員や主任児童委員を対象とした児童虐待に関する研修や各区健康課による主任児童委員、保育所・園との連絡会を持ち、情報を共有するなど地域での見守りの強化を図っております。さらに、市民に広く児童虐待の問題を周知するために毎年 11 月にはオレンジリボンキャンペーンを実施しており、平成 22 年度は市内で運行する路線バスに児童虐待防止啓発のデザインをラッピングしたオレンジリボン号の運行、J R 千葉駅付近において児童虐待防止を呼びかける街頭キャンペーンなどを行いました。このような啓発を通じて、平成 22 年度は市民の方々から 196 件の児童虐待に関する通知をいただき、そのうち 74 件が虐待に至る前に防止し、支援につなげることができました。児童虐待は行政のみならず、関係機関等と連携を密にするとともに地域全体で見守ることから未然に防止できると考えており、通告をしやすい環境を整備するなど、さらなる取り組みの強化に努めてまいります。

徳永副市長

市長答弁以外の所管についてお答えします。

初めに、流通している食品の放射性物質の検査についてお答えします。

まず、農産物や牛肉などの検査や今後の対応についてですが、本市においては出荷自粛等を受けている食品が流通しないよう監視するとともに、5 月 16 日からは放射性物質の影響を受けやすい葉物野菜を初め、牛乳、卵など毎週 3 検体ずつ検査を行いました。食品衛生法上問題となるものは確認されておりません。また、放射性セシウムに汚染された稲わらを給餌した疑いのある牛肉が流通した問題を受け、市内に流通する当該牛肉の流通調査と検査を実施したところです。9 月からは、環境保健研究所にスクリーニング検査のための機器を整備し、これまで実施していなかった果物や水産物に品目を拡大するなど、放射性物質の検査を強化しております。

次に、市民への啓発についてですが、事故発生後、放射能に関する相談窓口を保健所食品安全課に

設置して市民などからの問い合わせに対応するとともに、情報提供に努めてまいりました。また、市政だよりやホームページにおいて千葉大学や放射線医学総合研究所によるコメントを掲載するとともに、9月18日に蘇我勤労市民プラザで放射線医学総合研究所から講師を招いて放射線が人体に及ぶ影響をテーマに講演会を開催するなど、今後もさまざまな場面を活用し、市民の放射性物質に関する理解が深まるよう努めてまいります。

次に、サーベイメーターを購入して放射線量を測定したり、食品を持ち込んで自主的に計測するなどの市民の動きについてですが、さまざまな情報がある中で、特に子供への放射線の影響を心配し、食品についてもその安全性を確認したいとの思いからと認識しております。本市としましては、9月からブドウや梨、サンマ、栗やきのこなど、収穫期を迎え一番出回る確率の高い旬の食材を検査品目として選定し、その結果を速やかにホームページにより情報提供することで市民の食品への不安解消と流通食品の安全確保に努めてまいります。

次に、電力需給状況についてお答えします。

まず、この夏の電力需給状況についてですが、3月の震災直後に東京電力管内の供給力は3,100万キロワットまで落ち込みましたが、被害を受けた東京電力の各発電所での復旧作業や停止中の火力発電所の再稼働及び緊急設置電源などにより、去年の夏における電力供給量の87%に当たる5,610万キロワットまで回復してきております。この夏の東京電力管内の最大電力需要は8月18日に供給力の90.6%を記録しましたが、それ以外はおおむね80%台で推移しております。

次に、この夏の節電に対する本市の取り組みについてですが、この夏の電力不足を乗り切るため、市民や事業者に対しては九都県市で作成した節電ポスターをJR列車内等に掲示するほか、だれもができる簡単で効果的な節電手法をホームページや市政だよりで紹介し、7月から9月末までの節電への理解と協力を求めたところです。中でも、地球環境保全協定を締結している650事業者には確実な成果が得られるよう、夏期の節電計画の作成や報告書の提出を依頼しました。また、市のすべての施設でも6月13日から9月末までの間、15%以上を目標とした節電への取り組みを徹底したところであり、7月では契約電力が500キロワットを超える20施設の平均で昨年比20.7%の削減となっております。

次に、市内に設置された緊急設置電源についてですが、設置を計画している3台、100万キロワットのうち既に2台の設置が完了し、8月28日から順次、電力供給力不足時に稼働ができる状況となっております。しかし、現在の施設は電力の安定供給のため緊急に整備する必要があったことから、大気汚染防止法などの規制値は満足しているものの、従来の施設に比べ環境対策が十分でないことから、環境への影響を極力減らすため稼働時間を必要最小限に抑えることや脱硝施設やコンバインド化などの設備改善を早急に進めることを要請したところです。

次に、電力使用制限が短縮されたが市としての今後の取り組みについてですが、当初9月22日までとされていた電力事業法に基づく使用制限は、被災地の美浜区では9月2日、他の地域では9月9日までと短縮されましたが、残暑による電力需要を考慮し、国は15%の節電のお願いを継続しております。本市としても、電力供給力の上積みが難しい状況にある中、日常的な節電への取り組みを定着させるため、今回の節電対策で学んだいわゆる我慢の節電ではなく、気づいた節電について10月以降も継続して呼びかけてまいります。

次に、緊急雇用対策事業についてお答えします。

初めに、緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業の平成22年度の実績と効果についてですが、緊急雇用創出事業は30事業で、雇用失業者数は356人です。また、ふるさと雇用再生特別基金事業は7事業で、雇用失業者数は46人です。

次に、ふるさと雇用再生特別基金事業の継続実施についての考えですが、ふるさと雇用再生事業は事業の実施要件に継続性も加味することとしていながら、基金からの支援は3年で打ち切りとされております。このため、市では指定都市市長会等を通じて基金事業の期間延長、交付金の増額、さらに基金事業運用の弾力化などについて要望してまいりましたが、今後も国の新年度予算編成を見据え、さまざまな機会をとらえて要望してまいりたいと考えております。

次に、雇用状況実態調査の目的、調査結果についてですが、この調査は市独自の雇用施策を検討する上での基礎資料とすることを目的に、市内の事業所、求職者、教育機関などを対象に雇用の現状、行政に望む就労支援など、さまざまな視点から調査を実施いたしました。まず、事業者への調査では、景気全般の動向や1年前と比べた売上高が悪くなっていると回答した市内事業者の割合が半数以上を占め、依然として厳しい経営環境にあることがうかがえました。市内教育機関への調査では、近年の

厳しい雇用状況を背景に従来の事業者からの求人募集にとどまらず、ハローワークとの連携や就職サイトの活用が行われているほか、学校側が直接企業を訪問し、ニーズの把握や新たな求人開拓など、就職への支援強化が図られております。求職者への調査では、行政や事業所への要望として中高年の就労継続や再就職への支援が最も多く、次いで若年者の雇用支援策の充実、女性の再就職、就労継続支援などの回答が寄せられました。そこで、今年度策定予定の雇用創出マスタープランでは、実態調査で浮き彫りとなった課題への対応や本市の雇用状況に的確に対応できるプランとなるよう策定作業を進めてまいります。

次に、身近な公園の維持管理についてお答えします。

まず、市民が参加する公園の維持管理の手法やその事例についてですが、本市では清掃協力団体制度により地域の協力を得て、公園の清掃などの日常管理を行っております。主な作業は月2回の公園清掃や除草、公園施設の破損を発見した際の連絡で、現在は自治会や地域の子供会、老人会など276団体が登録しており、429の公園緑地で活動しております。また、一部の地域では清掃協力団体制度の枠を超え、ボランティアにより低木の刈り込みやベンチの塗装、花壇管理などを行っている団体もあります。

次に、市民の参加を得ていく上での今後の考え方についてですが、課題といたしましては、市民と協働で公園を管理運営するパークマネジメントを具体的に実施する団体の選定、既存の清掃協力団体との調整や市民参加を促すための魅力ある活動メニューづくりなどと考えております。現在、協働事業提案制度を活用し、パークマネジメントのモデルとなる地域の募集を行っておりますので、採用された団体の事例なども参考にパークマネジメントの導入に向けて取り組んでまいります。

最後に、下水道事業の経営についてお答えします。

下水道事業中長期経営計画の影響についてですが、平成22年度当初予算では約4億円の利益を見込んでおりましたが、決算では東日本大震災による復旧費として8,600万円を支出したものの、約15億円の利益を生じました。この要因としては、収入では下水道使用料の改定のほか、下水道接続戸数の増加などによる調定件数の増やスーパー銭湯の迂回配管に係る過年度分下水道使用料など臨時的な収入によるものであり、支出ではさらなるコスト縮減によるものです。一方、下水道事業中長期経営計画では、期間内に約86億円の資金収支不足を見込んでおりましたが、22年度の決算状況や今後の企業債の借りかえなどにより減少するものと見込まれます。このことから、今後の決算状況などを踏まえ経営計画の見直しを行い、適切な下水道使用料を算定することにより健全な下水道経営の維持に努めてまいります。

教育長

学校における教育の情報化に向けた取り組みについてお答えをいたします。

まず、どのような場面で情報教育を取り入れていくのかとこのことですが、新学習指導要領では情報教育の充実につきまして、小学校では各教科等の指導に当たっては、児童がコンピューターや情報ネットワークなどの情報手段になれ親しみ、基本的な操作や情報モラルを身につけること、また、中学校ではコンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実することと示されております。具体的には、小中学校の社会科におきまして資料の収集、活用整理、発表、算数・数学科では数量や図形についての感覚を豊かにしたり、表やグラフを用いて表現する力を高めたりするなどの場面におきまして情報活用能力の育成を図ることとしております。また、道徳におきましては、児童生徒の発達の段階や特性等を考慮して道徳の内容との関連を踏まえて情報モラルを取り扱うこととなります。さらに、中学校では技術・家庭科、技術分野の情報に関する技術の内容におきまして、情報通信ネットワークと情報モラル、デジタル作品の設計、制作、プログラムによる計測、制御の項目が必修となりまして、すべての生徒がこれらの内容を履修することとなります。

次に、特別支援教育における活用についてですが、一人一人の教育的ニーズは異なりますが、特別支援学校や特別支援学級等においてコンピューターの情報教育を用いた学習は児童生徒にとって学習意欲の喚起や注意集中の持続等、有効な支援の手だてとなるため、積極的に学習活動に取り入れております。今後もさらに情報手段になれ親しみ、進んで活用できるようにするために有効な教材を選択し、個性に応じた活用を工夫してまいりたいと考えております。

次に、教科指導における千葉市教育情報ネットワーク、いわゆるCabinet統合システムの活用状況についてですが、すべての学級にコンピューターが整備されたことによりまして、教員が学習において児童生徒の興味、関心を引き出す映像など、デジタル教材を使用して学習内容をわかりやすく説明するための活用がふえております。また、児童生徒はさまざまな学習状況を収集、分析し、文

章や図表に表現することにより、教員と児童生徒同士が情報の伝達や共有化を図り学び合うなど、双方向性のある学習に利用しております。特に、教員が電子黒板や大型テレビ等の教育機器を適切に利用することで、知識、技能の活用を図る学習や探求的な学習において児童生徒の関心意欲を高め、理解を深める学習を効果的に進めることが可能となりました。

次に、Cabinet統合システムを活用した校務の情報化についてでございますが、新たに導入いたしました校務システムでは、セキュリティーが確保された安全な環境の中で成績等の児童生徒情報を取り扱うことが可能となったことから、今後、教職員の業務の効率化が図られるものと考えております。さらに、教職員同士の簡易的なメール機能や掲示板機能を含むグループウェアも用意されており、ネットワークを利用して千葉市内のほかの学校との情報の共有や情報交換をすることが可能となりました。今後、学校における積極的な活用が期待されるところであり、その利用状況やセキュリティーの確保等についての実態把握に努めてまいります。

次に、Cabinet統合システムを活用するための教職員への研修についてですが、情報モラル教育や学習用ソフトの活用等、新しいシステムに合わせた教職員向けの研修講座を開催し、研修を進めております。また、電子黒板の活用研修や校務用システムの操作研修をすべての小中学校の教務主任や管理職等を対象に実施し、各学校での普及を図っております。さらに、教育センターの担当指導主事が学校を直接訪問いたしまして行う出前講座を7月末までに17回実施し、より多くの教職員のICT活用能力の向上を目指しております。今後も、学校におけるICT活用のための研修の充実に努めてまいります。

次に、教育の情報化に伴う保護者や地域との情報の共有や情報交換についてですが、市内の各学校では学校ホームページを開設し、学校経営の概要や教育活動の様子など、学校の特色を生かした情報発信に努めております。教育センターのホームページ上では、情報モラルやふるさと学習資料等の本市で独自に作成いたしましたコンテンツ、保護者向けの情報モラルリーフレット等を掲載しております。また、不登校児童生徒につきましては、学校で利用する学習ソフトを使ったIT学習を自宅でも行うことができしております。さらに、不審者情報や災害時の児童生徒情報等を保護者などに対し学校連絡メールで配信するシステムを取り入れる学校もふえてきております。

次に、情報モラル教育の推進についてですが、新学習指導要領では情報モラルについて情報社会で適正な活動を行うためのもととなる考え方や態度と示されており、具体的には情報社会での行動に責任を持つことや危険回避など、情報を正しく、安全に利用できることとしております。これらを実現するためには、小学校低学年から発達段階に応じて各教科や道徳の学習の中で適切に指導することが大切であると考えております。本市では、指導案やワークシートを組み合わせた千葉県版情報モラル教育カリキュラムと40本の情報モラルコンテンツを学校において使用できるようにしております。本年度は、教職員及び保護者向けの情報モラル教育啓発パンフレットを全小中学校に配布し、情報モラル教育への取り組みを進めており、今後も各学校や家庭での情報機器の適切な活用に向けて一層支援に努めてまいります。

最後に、文部科学省がコミュニケーション教育推進会議を設置し、議論を重ねていることについてどう考えるかとのことでございますが、コミュニケーション教育推進会議の経過報告では、次代を担う子供の文化芸術体験授業実践校の事例から国語、音楽等において創造的、創作的に取り組むワークショップ型の手法を取ることや、演劇的な表現手法を豊富に取り入れることなどがコミュニケーション能力の育成に効果があるとの報告がなされております。新学習指導要領のねらいである子供たちの生きる力をはぐくむためにコミュニケーション能力の育成は重要であり、今後も本推進会議の審議の動向を注視してまいります。

市民局長

自転車の安全教育についてお答えします。

まず、実施計画はどのように策定するのかについてですが、第9次千葉市交通安全計画に基づいて実施計画の素案を作成し、各警察署、千葉市老人クラブ連合会、千葉市町内自治会連絡協議会等の関係機関、団体への意見照会を経て、速やかに実施計画を策定してまいります。

次に、子供や高齢者の自転車利用については実施計画にどのように反映させるのかについてですが、子供や高齢者のための自転車の安全利用の方策として、新たに町内自治会と連携した自転車安全教室の開催を予定しております。高齢者への対応としては新たな取り組みとして参加・体験・実践型の自転車安全教育を実施するとともに、高齢者の安全な自転車乗車知識及び技術の習得と交通安全意識の高揚を目的とした高齢者自転車大会への参加促進等を盛り込むこととしております。また、子供への対応としては、小学生を対象とした交通安全教室と中学生を対象とした参加・体験・実践型の自転車

	<p>安全教室を引き続き推進してまいります。このほか、自転車安全利用キャンペーン及び自転車の点検整備とTSマーク及び反射材の普及促進等についても取り組んでまいります。</p>
保険福祉局長	<p>食中毒の発生防止についてお答えします。</p> <p>まず、本市における食中毒の発生動向でございますが、平成20年度は16件、21年度は13件、昨年度は7件となっております。発生件数は減少しているものの、学生寮の給食や仕出し弁当が原因となった大規模な事件が複数発生するなど、注意を要する状況が続いています。また、冬場に流行するノロウイルスを原因とする事件が約4割を占めてございます。</p> <p>次に、23年度の発生状況でございますが、これまでに3件発生しており、患者は27人を確認しております。そのうちの1件が死亡事例を含む市内有料老人ホームでの食中毒で、ほかの2件はカンピロバクターを原因とする飲食店での食中毒でございました。</p> <p>最後に、発生防止対策についてですが、毎年監視指導計画を策定し、食品を大量に取り扱う大型スーパーや中央卸売市場及び学校や保育所、高齢者施設など、特に抵抗力の弱い方々に給食を提供する施設を重点監視施設として位置づけ、立入検査により食品の取り扱いや施設調理従事者の衛生管理などについて指導しております。また、営業者や調理従事者等を対象とした衛生講習会を開催し、食中毒予防の知識を普及啓発しているところでございます。</p>
経済農政局長	<p>里山の保全整備事業についてお答えします。</p> <p>まず、里山の指定状況と今後の予定についてですが、指定状況は平成13年12月にいずみの森2.8ヘクタール、15年5月にひらかの森2.2ヘクタール、18年3月におぐらの森5ヘクタール、合わせて10ヘクタール、3カ所を地区指定いたしました。今後の予定ですが、平成24年度に緑区内に1カ所指定したいと考えており、現地調査を進めてまいります。</p> <p>次に、里山の保全整備事業の現状と今後の取り組みについてですが、指定した里山地区では森林の下刈りなどの作業を二つのボランティア団体が実施しており、団体に対しては草刈り機などの資機材の提供や修繕などの支援を行うとともに、里山の所有者に対し奨励金を支給しています。本年度の新たな取り組みとして、国の緊急雇用創出事業を活用し、3カ所の里山地区と市有林1カ所及びその周辺森林を合わせた約42ヘクタールを対象に下刈りや風倒木の整理等を行うとともに、ナラ、クヌギなどの広葉樹を造林して森林環境を整え、ボランティアの負担軽減と市民利用の利便性向上を図ってまいります。</p>
都市局長	<p>公園施設を活用した財源確保のこれまでの取り組みと今後の方針についてお答えします。</p> <p>まず、マリン基金の受け付け状況についてですが、昨年7月より募金、寄附金活動を開始し、本年8月末で募金は261万2,484円、寄附金は1億1,850万4,242円、合わせて1億2,111万6,726円となっております。QVCマリンフィールドにおいては、東日本大震災により新たに約2億円の復旧費が生じており、また今シーズンには球場のトイレ改修を予定していることから、継続して募金、寄附金への御協力を呼びかけてまいります。</p> <p>次に、マリン基金のネームプレートについてですが、寄附をいただいた方への記念品として、5,000円以上の方には非売品のマリーンズオリジナル携帯ストラップを進呈し、また、総額1万円以上で希望された方には旧人工芝記念品の進呈と球場へのネームプレートの設置を行っております。このネームプレートはステンレス製で、サイズが縦3センチメートル、横13センチメートルとなっており、本年7月30日には御寄附をいただいた方のうち648名のネームプレートを設置し、お披露目会を行ったところであります。引き続き、寄附についてのPRも行っております。</p> <p>次に、QVCマリンフィールドの命名権料についてですが、命名権スポンサーである株式会社QVCジャパンの命名権料、年額2億7,500万円は協定により株式会社千葉ロッテマリーンズと折半することとしており、今年度分1億3,750万円は本年5月に収入済みとなっております。この命名権料はQVCマリンフィールド人工芝張りかえの債務負担償還やトイレ改修などに充当してまいります。</p> <p>最後に、花の美術館などの命名権についてですが、花の美術館は、花をテーマにした全国的にも珍しい施設であり、年間15万人以上の来場者を迎え、四季を通じて新聞、雑誌、テレビなどで取り上げられ、マスコミへの露出度が高い施設であることから、命名権を導入し自主財源の確保を図るものであります。また、稲毛海浜公園プールにつきましても、花の美術館に隣接し、7月中旬から8月末までの短い営業期間に約20万人以上が利用する施設であることから、花の美術館と一体で命名権の導入を考えております。現在、募集金額の算定、契約期間、選定基準、選定方法などを検討しております。内容がまとまり次第、平成24年4月の命名に向けて募集を開始したいと考えております。</p>
消防局	<p>東日本大震災において東北被災地に派遣した職員の健康管理についてお答えします。</p>

長	<p>初めに、惨事ストレス対策についてですが、消防職員が凄惨な災害現場での体験や生存者を救出できなかったことなどによる罪悪感等から精神的ショックやストレスによりさまざまな障害を発症し、職務遂行に影響を及ぼすおそれがあります。この対策として帰任後直ちにストレス簡易調査を実施するとともに、7月中旬に専門講師を招へいして惨事ストレス対策の研修会を管理職員及び派遣職員を対象に実施いたしました。さらに、産業医の助言や各種相談窓口の活用とあわせ、惨事ストレス対象者が多数となった場合は、総務省消防庁が平成15年に創設した緊急時メンタルヘルスサポートチームを活用するなどの惨事ストレス対策を整えております。</p> <p>次に、福島第一原子力発電所周辺で災害活動に従事した職員の健康管理についてですが、発電所を中心とした半径20キロメートルから30キロメートル圏内で消防活動に従事した15名の職員に対し、産業医の助言により血液検査及び尿検査の健康診断を実施しましたが、全対象者に異常は確認されませんでした。なお、引き続き職員の健康状態に留意するとともに、万一異常を確認した場合に備え、専門的医療機関での治療が行える体制を整えております。</p>
福谷	<p>ただいまは大変御丁寧な答弁、ありがとうございました。敬意を表しながら、4点ほど確認のための質問を再度させていただきたいと思っております。</p> <p>まず、市長は、目指すべき都市像についてですが、千葉市の都市像については、未来をつくる人材が育つまち、みんなの力で支え合うまち、訪れてみたい、住んでみたいまちという三つの町の個性の実現を図るとのことです。ただ、これは非常にわかりにくくて、都市イメージとしてはまだ何かこうあいまいもことしている感じがします。こうした都市づくりを進めるためには、やはり市民が主体的に考え行動するという、いわゆる市民力というものが今後ますます重要性を増してくると思えますけれども、どのようにお考えでしょうか。</p> <p>それから、コミュニティーの形成と地域の自治力についてですが、新基本計画ではまちづくりの担い手として従来の中心である自治会にとどまらず、市民による個人単位の活動やNPOなどの団体の活動、企業や大学などの社会貢献活動も活発化しており、行政との連携も徐々に強化されていますというふうにあります。一方、市が自治会に期待していることは、行政連絡事務、調査の取りまとめや物品の配布、募金や災害時の救援活動というふうに、これは市のホームページでこう書いてありまして、定められていて、行政の補完的役割であります。さらに御答弁では、活性化を推進するとか、自転車安全教育の開催も自治会へとなると、自治会の役割が非常に過重になっていくのではないかという危惧もあります。市では、自治会の活動を活性化するために加入率や結成率の向上を図るため、ハンドブックや事例集を作成するなどとのことですが、加入や結成されない原因については一体どのようにとらえているのか、伺います。</p> <p>次に、経済部が行った雇用状況調査の結果から、事業者の経営環境も依然として厳しいとのことであり、一方、求職者への調査では、中高年の就業継続や再就職の支援、若年者の雇用支援策の充実、女性の再就職、就労継続支援など、そういった寄せられた要望を今後雇用創出マスタープランに反映させていくとのことですが、プランの策定作業はどのように進められているのか、伺います。</p> <p>最後に、里山の保全整備についてですが、豊かな里山は千葉市の非常に貴重な財産であると考えています。緊急雇用対策事業を活用して市民利用の利便性向上を図るとのことです。もともと里山では刈った下草とか枝などを生活に利用していたというふう聞いています。千葉市民の里山として、そこに行けない市民にも何らかのかかわりが持て、意識づけができるような、そういった里山のあり方についてはどのようにお考えでしょうか。</p> <p>以上、4点について2度目質問させていただきます。</p>
熊谷市長	<p>2回目の御質問にお答えをいたします。</p> <p>市民が主体的に考え行動する市民力が重要と考えるがとのことですが、これからの都市づくりでは市民の自助、共助の意識や活動を高めていくことが必要であり、これまで以上に市民、団体、企業など、さまざまな主体と行政がまちづくりの目的や役割を認識し互いに連携して取り組むことが重要であると考えています。特に千葉市の場合は、福谷議員が1回目の御質問の中でおっしゃっていただいたとおり、非常に転入、転出の多い町ということもありまして、そういう意味では、千葉市にですね、愛着を感じる市民の数も、どうしても首都圏近郊の特徴ではありますが低いということもございまして、やはり、自分の町に愛着がなければですね、なかなか市民力というものも上がってまいりませんので、そういった意味でも重要であると考えております。新基本計画においては、まちづくりのコンセプトとして私から未来へつなぐまちづくりという形でコンセプトを定めまして、市民一人一人から始まるまちづくりを進めることとしたところであります。</p>

藤代副市長	<p>2回目の御質問にお答えをいたします。</p> <p>町内自治会への加入や町内自治会の結成が促進されない原因についてですが、主な原因といたしましては、居住形態や生活様式の変化に伴い、地域コミュニティへの帰属意識の希薄化が進んでいること、自治会活動の内容や加入手続の周知が十分でないことなどが挙げられます。今後、東日本大震災を機に地域コミュニティの重要性が再認識されていることから、区との連携を強化して、未加入者に対してなぜ町内自治会が必要なのか、なぜ町内自治会に加入してほしいのかをしっかりとお伝えし、町内自治会への加入や町内自治会結成の促進が図られるよう取り組んでまいります。</p>
徳永副市長	<p>2回目の御質問にお答えします。</p> <p>雇用創出マスタープランの策定作業についてお答えします。</p> <p>本年5月10日から17日までプラン策定業務委託に関する公募を実施し、その後、企画選定委員会で事業者を決定いたしました。現在、策定作業を行っており、本年中を目途に素案を作成し、来年年明けにパブリックコメントを実施した後、プランを確定するという流れで進める予定でございます。</p>
経済農政局長	<p>里山のあり方についてお答えします。</p> <p>里山は、古来から人々の生活に密着し、燃料となる薪や木炭のほか肥料の原料などの供給源として生活に欠かせない場所でありましたが、現在は生活様式の変化等により市民との結びつきは薄れつつあります。今後は、里山をより身近に感じていただくため、ボランティアの協力を得て親しみやすい環境の整備を行うとともに、里山の有する資源の有効活用についても検討してまいります。</p>
福谷	<p>2度目も聞かせていただきまして、御答弁ありがとうございます。</p> <p>今後、決算審査の分科会でまたさらに詳しく決算を審査しながら、今後の千葉市のあり方について私たち検討を重ねていくわけですが、私たちの会派といたしましては、やはりこれからの都市間競争、そして今、その魅力を探っている千葉市において重要なのは市民力。都市間競争を勝ち抜くのは、まずは市民力が大事だろうというふうに感じています。その中でも例えば協働提案事業などはそれを育てていく大変いい道具になるというふうに感じています。ただ、今回この協働提案制度ですか、聞いていますと、財政状況が厳しい中で新たにこうやって取り込まれる事業にどういうふうに一体財源を確保していくんだろうかというようなことは非常に気になるし、今後の課題になってくる。で、また私たちもそれは議論していかなければならないことだろうと考えています。仕事の総点検においては、評価シートに市民等との連携の可能性を検証する仕組みを取り入れるなど、評価シートを改善する必要があるということを考えているとのこと。それから、また、補助金についても活動内容や成果等を評価しにくく、別途評価シートを作成するということですが、重要なことはどういった主体がその事業を行うのがベストなのか、どういった連携がベストなのかという実施主体の妥当性という視点を十分に入れていただきたい、それを検討していただきたいというふうに考えております。</p> <p>あと二、三、ちょっと時間がありますので申し述べておきたいことがあります。二つぐらいちょっと言わせていただきたいと思います。</p> <p>一つは、食品の放射性物質の検査についてです。</p> <p>見えないとか、わからないということがいかに恐怖感や不安感を増幅させるのかということはこの間ひしひしと感じています。また、確かな知見がないだけに情報に振り回されるということもあるかと思えます。市は、この間、こういった市民の不安に対してよく対応してきたと私は感じています。今議会には請願や陳情が7件出ていますが、市民の納得の度合いは、実は一人一人異なるというところが非常に対応が難しいところだと感じています。そんなときに市にできることは、一人一人で判断できる情報を提供すること、それから市民が納得のいくように測定することを支援すること、そういったことは市にできるのではないかと考えます。情報提供等は数値だけではなく、放射性物質に対するさまざまな情報で、今回行われるような講演会もよい取り組みであると思っています。いずれにしても市民が自己決定できるよう、見えないものを見える化する工夫、これは放射性の問題だけではなく、あらゆるものに言えると思いますので、取り組んでいっていただきたいと思えます。</p> <p>それから電力なんですけれども、需給状況についてはさまざまな努力で夏場を乗り切ったということはよくわかりました。各種の世論調査を見ても、原子力発電を減らしていくべきという意見がもう7割に上っているということです。エネルギー政策の転換については、あらゆる機会に議論しなければならないと、これは私たちも会派として思っております。自治体としての意思も表明していく必要がこれからあるのではないかとこのように思っています。今後は日常的な節電への取り組みを定着させるため、我慢の節電ではなく、気づいた節電を呼びかけるといことで、この姿勢は非常に</p>

いいことだと思います。とはいえ、この間、夏場なんかこう見ていると、駅などを見ていると、駅の階段をお年寄りがこう休み休み上っておられる姿、実によく、たびたび見かけました。こういった夏場の取り組みを丁寧に見直しながら気づいた節電というのはこれは私たちも呼びかけてまいりたいと、そんなふう感じております。

あと、最後に、やはり自助、共助のところにこだわるんですけれども、自助、共助でできるのは、実は超法規的な取り組みができる。自助、共助を例えば自治会の加入促進とか、余りこう上からやってしまうと、実は超法規的な取り組みができなくなってしまうわけですね。特に児童虐待の問題なんかは個人情報の問題とか、そういう法的なことを言われると、地域でこう助けていくことが非常に難しい。もっと端的にわかりやすく言うと、例えば、隣の家で塩貸してと言ったときに借用書なんか書かないという、そういった自助、共助の世界を豊かに広げていけるように、これから私たちも支援をしていかなければいけないし、そのきっかけとなるような制度づくりとして、千葉市もこれから新たな制度に取り組んでいただきたい。

そういったことを申し上げまして、未来創造ちばの代表質疑を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。